

基本計画（社会保険に関する手続）に関する論点（2月21日）

- ※ 全体として、「第2回中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」（1月11日）での議論・決定や、「デジタル・ガバメント実行計画」（1月16日 eガバメント閣僚会議決定）を踏まえて回答願います。
- ※ 「前回論点」「前回回答」「前回審議」とはそれぞれ、平成29年11月2日の当部会での審議に係る論点・回答、審議を指すものとします。また、「前々回審議」等は、平成29年10月5日の審議等を指すものとします。

1 電子申請率の目標設定について（前回論点1関係）

前回論点1で指摘した「被保険者賞与支払届（厚生年金保険）」「被保険者報酬月額算定基礎届（厚生年金保険）」「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（厚生年金保険）」に関し、電子的申請及び電子申請の2019年度末の目標につき、前回は「基本計画改定時に設定」との説明をいただいているが、以下の様式にて記載いただきたい。現時点で回答できない場合、検討状況につき説明いただきたい。

被保険者賞与支払届（厚生年金保険）

申請方法	現状	取組期間目標
電子的申請 ※オンライン申請に加え、CD, DVD 含む	約23%	●%
電子申請 ※オンライン申請のみ	約12%	●%

被保険者報酬月額算定届（厚生年金保険）

申請方法	現状	取組期間目標
電子的申請 ※オンライン申請に加え、CD, DVD 含む	約23%	●%
電子申請 ※オンライン申請のみ	約12%	●%

健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（厚生年金保険）

申請方法	現状	取組期間目標
電子的申請 ※オンライン申請に加え、CD, DVD 含む	約23%	●%
電子申請 ※オンライン申請のみ	約12%	●%

2 API連携について（前回論点2関係）

手続のオンライン化の推進のためには、API連携を通じたソフトウェア開発会社との連携が重要と考える。社会保険関係の電子申請の窓口（e-Gov）を運営する総務省と連携し、ソフトウェア開発会社の意見を聞きつつ、社会保険制度の制度面・運用面の見直しなどを通じた利便性の向上に努める考えはあるか。

3 コールセンター/インターネット対面会話システムについて（前回論点3関係）

インターネット対面会話システムに関し、セキュリティに配慮した上で導入を検討する余地はないのか。電話での照会は可能であるとのことだが、インターネット対面会話システムでの照会に関しては、電話での照会に比べ、セキュリティ確保がどれほど困難となるのか。（例えば、音声に加え画像を使った確認方法につき検討している例もある。）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/hojinsetsuritsu/dai6/siryou2.pdf>

4 マイナンバー連携による手続の廃止（前回論点4関係）

マイナンバー制度等を活用し、住所変更手続を省略する工程が「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」で以下のように取りまとめられた。

	取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
①-a 住所変更手続の省略等	厚労省	厚労省において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略に向けて、関係法令の整備。 日本年金機構において、マイナンバー収録事業を進め、基礎年金番号とマイナンバーを紐付け。 日本年金機構において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略について、システム改修及び事務フローの構築。	平成29年度	事業所からの届出が不要となる（氏名変更届：約37万件、住所変更届：約128万件）。
	厚労省	日本年金機構において、マイナンバー制度等を活用した住所変更届、氏名変更届の省略を実施。	平成31年度までのなるべく早い時期	

前回回答で、今後整理すべき点として、

- i 健保組合の業務において直近の住所情報を把握するのに最も適したタイミングはいつがよいか
- ii 直近の住所情報を必要とする健保組合の業務の確認
- iii 費用対効果を高めるため地方公共団体情報機構（J-LIS）との価格交渉に必要な情報収集、交渉期間の確認（注）
- iv 住所情報を取得するにあたり、健保組合のシステム環境への影響調査及びシステム改修機関の把握

といった課題が挙げられ、今年度中に調査・分析を実施することとされていたが、それぞれ、調査・分析の結果如何。

（注）前々回審議では、J-LISへの住所変更照会に1人・1回当たり原則として10円がかかり、費用との兼ね合いでどの程度の頻度でJ-LISに照会するかが課題となるが、10円というコストについては調整の余地があるとの説明があった。

5 従業員の押印・署名の省略（前回論点5関係）

従業員の押印・署名の省略に関し、「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」にて、以下のように取りまとめられた。

- ① 社会保険分野に関し、従業員の押印署名が求められている手続は、前回回答では「厚生年金保険関係のものが計12種類、健康保険関係のものが計7種類、雇用保険関係のものが計4種類あることが判明している」とされている。具体的な手続名及びそれぞれの年間手続件数につき、すべてお示し願いたい。
- ② 現時点で、省略の可否につき、結論が出ているのであれば、お示しいただきたい。
- ③ 前々回回答によれば、従業員の押印・署名を要する手続に関し、例えば以下のようなコスト計測結果が出されている。これらの手続は、従業員の押印・署名を廃止することにより、事業者のコストはゼロになると理解してよいか。或いは、どの程度の削減効果が見込まれるか。

厚生年金保険関係

手続名	作業時間（紙）	手続名（CD/DVD）	電子申請
被保険者氏名変更（訂正）届	（窓口） 1 0 7	（窓口） 8 2	2
	（郵送） 2 6	（郵送） 7	
被保険者住所変更届	（窓口） 1 0 6	（窓口） 8 2	2
	（郵送） 2 4	（郵送） 7	

雇用保険関係

手続名	作業時間（紙）	手続名（CD/DVD）	電子申請
高年齢継続給付申請	1 1 5		5

	取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
③ 社会保険手続における従業員の押印等の省略	厚労省	従業員の押印・署名の省略の可否を検討すべき手続を洗い出し。省略可能とした手続についてのスケジュールを、年度末までに、行政手続簡素化に向けた基本計画に明記。	平成29年度	<p><厚生年金の例> 【被保険者氏名変更（訂正）届、被保険者住所変更届】 押印・署名を求めている届書（氏名変更届：約37万件、住所変更届：約128万件）の省略により、事業所の手続が不要となる。 【育児休業等終了時報酬月額変更届など（計10種類）】 省略が可能となった場合には、従業員の該当事実を確認したことをもって、従業員の署名、押印を事業主による届出書に必要としないこととする。</p> <p><健康保険の例> 【育児休業等終了時報酬月額変更届など（計7種類）】 省略が可能となった場合には、従業員の該当事実を確認したことをもって、従業員の署名、押印を事業主による届出書に必要としないこととする。</p> <p><雇用保険の例> 【高年齢雇用継続給付支給申請】 2回目以降の申請時の本人の押印・署名を不要とする。 【育児休業給付支給申請】 延長時を除く2回目以降の申請時の本人の押印・署名を不要とする。</p>
	厚労省	厚生年金保険・健康保険については、「押印・署名の原則廃止」に向けた検討結果を踏まえ、可能なものから順次省略を実施していく。雇用保険についても、検討結果を踏まえ可能なものから順次省略を実施していく。	平成30年度	

6 標準報酬月額制度について（前回論点7関係）

「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」では、「重複提供を不要とする仕組みの整備等」として以下のように整理され、IT室を中心にロードマップを策定することとされた。前回審議でも従業員の所得にかかる情報の「ワンスオンリー」化につき議論したところであるが、連絡会議の取りまとめに関し、厚生労働省としていかに取り組むのか。前回、前々回の審議も踏まえ、回答いただきたい。

	取組主体	取組事項	取組時期	取組の効果
② 重複を不要とする仕組みの整備等	IT室	重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、平成29年度から企業が行政機関に提出を要する情報等の棚卸しを行うとともに、技術的課題の洗い出し等仕組みの構築に必要な検討を進める。	平成29年度	企業が行政機関に提出する社会保険や税の提出書類等に含まれる企業や従業員に関する情報について、行政機関への重複提出が不要となる。
	IT室	行政機関への提出書類に含まれる情報について、重複提供を不要とする仕組みの整備に向けて、平成30年度にロードマップを策定。以降順次、仕組みの整備に着手。	平成30年度	

7 ローカルルールについて（前回論点8関係）

（1）ローカルルールに関し、前回回答で「調査する」「検討する」とされた事項に関し、調査・検討結果について、それぞれ回答いただきたい。また、運用の統一に関し・周知・徹底する等とした事項に関し、周知・徹底等を行ったのかも回答いただきたい。

※いずれも詳細は前回論点及び前回回答を参照。

【厚生年金保険】

- ・月額変更届添付書類、算定方法（給与形態の変更）及び厚生年金適用関係届出書（電子媒体）に係るルールの周知・徹底。
- ・算定基礎届・月額変更届にかかる取扱い。

【雇用保険】

- ・生命保険協会からの、事務手続き方法に係る指摘。
- ・離職票の取扱いに関する指摘。
- ・育児休業給付金申請に関する指摘。
- ・添付書類の省略の可否に関する指摘。

【労働保険】

- ・労働保険関係成立届の提出時に求める書類に関し、統一的に示したのか。
- ・休業補償給付請求書の提出において、賃金台帳・出勤簿等を確認する必要がある場合がある旨を明示するとの指示。

（2）上記（1）で示したように、社会保険手続に関してはローカルルールの指摘が多々ある。関係行政機関と連携し、より積極的に実情把握に努めることによりローカルルールがなくなるよう、厚生労働省として努めるべきではないか。

8 シェアード会社（前回論点9関係）

近年、大企業を中心に、人事・給与業務につき、グループ会社による「シェアード化」が普及している。シェアード会社に関し、社会保険労務士法との関係などを中心に、前回・前々回と審議を行ったところである。労働社会保険関係法令における事業主の責務を踏まえたうえで、シェアード会社の業務につき、社会保険労務士法第2条第1項第1号（申請書等の作成）や第27条（業務の制限）を踏まえ、以下のように理解して問題ないか、確認を求める。

- ①書類の作成主体は事業主であるが、シェアード会社は、グループ事業会社の支援業務を行うことができる。
 - ②支援業務の具体的な範囲は、社会保険労務士が補助者に行わせているような、提出する書類の作成に先だって行われる作業（※1）、使者としての行為（※2）等の業務を指す。また、提出書類には、便宜上、使者としてシェアード会社の担当者の氏名・電話番号等を付記することを妨げない。
- （※1）事業会社から入手した給与に関する情報の給与計算システムへの入力、事業会社が作成した給与計算プログラミングの運用、給与計算システムから打ち出された書類の形式的チェックなど。
- （※2）社会保険関係窓口等への書類の届出、電子的に行われる書類の送信、補正指示の連絡の取次（電子メール等による受信を含む。）など。